

(電子メール施行)  
教体第1137号  
令和3年5月10日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

### 緊急事態宣言の延長に伴う県立学校の対応について

このたび本県に出されていた緊急事態宣言が5月31日(月)まで延長となりました。県立学校でも部活動を含め、感染者が増えています。

つきましては、引き続き「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本としつつ、これまで県立学校内で生じた感染の疑いのある要因のうち、特にマスクの着用が疎かになる下記の場面について再度、感染防止対策を徹底願います。

一方で、教育活動が消極的とならないよう、安全安心のもと、昨年度からの創意工夫を活かしながら取り組むことも併せて願います。

なお、今後の感染状況によっては、部活動を含め、活動エリア等を再検討することを申し添えます。

### 記

#### 1 マスクの着用が疎かになる場面

- ・登下校時の会話時、昼食時、部活動等のミーティングや更衣時
- ・学習塾など習い事の行き帰り時

#### 2 教育活動【令和3年5月12日(水)～令和3年5月31日(月)】

引き続き、県外活動(修学旅行を含む)は行わない、校外から大人数を呼び込むような校内行事(オープンハイスクール、学校説明会、授業参観等)は、原則自粛などを基本に取り組むこと

#### 3 部活動【令和3年5月12日(水)～令和3年5月31日(月)】

生徒の心身の健康を維持する観点から、大会の有無に関わらず文化部を含め部活動を実施できること、今月末から始まる高校総体等の大会に安全に参加できるよう、次の点を守り活動すること

##### (1) 平日(4日)

- ・十分な感染防止対策を実施したうえで、校内(校内に活動拠点が無い場合は、活動拠点に該当する施設含む)のみ活動を実施する。
- ・練習試合、合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。
- ・活動時間は2時間以内とする。

##### (2) 土日

- ・原則休止とする。

ただし、高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会(その予選を含む)及び国民体育大会(その予選を含む)への参加、それに伴う大会初日の3週間前からの練習(合宿等、宿泊を伴う活動は除く)は可とし、土日のいずれか1日のみ、時間は3時間以内とする。

#### 4 心のケア

宣言の延長が児童生徒の心のケアに影響することが懸念されることから、相談時間を延長しているSNS悩み相談をはじめ相談窓口を積極的に活用することを促すこと

「緊急事態措置を実施すべき区域となったことを踏まえた市町組合立中学校及び  
義務教育学校（後期課程）における対応について」  
（令和3年5月7日付け教体第1137号）にかかわるQA

令和3年5月7日

※下線部が前回から更新した部分です。

○ 文化部活動に関すること

Q1 緊急事態宣言が発令されている期間に参加が可能な「文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む）」とはどの大会か。

A 兵庫県中学校教育研究会が主催する大会、  
吹奏楽連盟や合唱連盟等の文化関係連盟が主催する大会、  
日本教育音楽協会等の団体が主催する大会（例 NHK全国音楽コンクール等）、  
地区写生大会等の地方公共団体が主催するもので、かつ学校教育活動として行われるものとします。  
他の大会等、判断に迷われる場合は、ご相談ください。

Q2 緊急事態宣言が発令されている期間に、校外の会場で「引退公演」や「定期演奏会」を予定していたが、会場を変更して校内で実施してもよいか。

A 「校外から大人数を呼び込むような校内行事（学校説明会、授業参観等）については、原則、自粛とするが、各学校の実情を踏まえ、各学校で実施の可否を判断するもの」としています。

発表会等の実施を検討するケースについて、実施目的、時間、動員数、公演内容等、個々の状況は様々であり、一律にお示しすることは困難ですが、例えば、中止にすることにより最終学年の生徒の最後の発表の機会が確保できなくなる場合など、教育的な観点から実施の必要性が認められる場合が該当すると考えています。

実施する場合は校内での実施に限ることとし、保護者等の参加は禁止してください。また、感染防止対策を徹底するとともに、参加人数や公演時間を最小限に抑えるなどの対応も検討してください。

実施に向けた練習を期間内で設定する場合は、「文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む）」参加に伴う練習を行う場合に準じることとし、最小限にとどめるよう留意してください。

判断に迷われる場合は、ご相談ください。

Q3 緊急事態宣言が発令されている期間に「イベントへの出演」を予定していたが、参加してもよいか。

A 「緊急事態宣言が発令されている期間の部活動については「校内（校内に活動拠点が無い場合は、活動拠点到該当する施設含む）のみの活動」としており、「イベントへの出演」の参加については、自粛願います。

Q4 緊急事態宣言が発令されている期間に、「文化祭」を予定していたが、校内で実施してもよいか。

A 「校外から大人数を呼び込むような校内行事（学校説明会、授業参観等）については、原則、自粛とするが、各学校の実情を踏まえ、各学校で実施の可否を判断するもの」としています。

実施する場合は校内での実施に限ることとし、保護者等の参加は禁止してください。また、感染防止対策を徹底するとともに、参加人数や開催時間を最小限に抑えるなどの対応も検討してください。

また、文化祭における文化部活動の発表等については、上記Q2の発表会等に準じるものと考えています。実施に向けた文化部活動の練習を期間内で設定する場合は、「文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む）」参加に伴う練習を行う場合に準じることとし、最小限の活動にとどめるよう留意してください。

判断に迷われる場合は、ご相談ください。

「緊急事態措置を実施すべき区域となったことを踏まえた県立学校における対応について」

(令和3年5月7日付け教体第1137号)にかかわるQA

令和3年5月7日

○ 文化部活動に関すること

※下線部が前回から更新した部分です。

Q1 緊急事態宣言が発令されている期間に参加が可能な「文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む）」とはどの大会か。

- A 全国高等学校文化連盟、兵庫県高等学校文化連盟が主催する大会、吹奏楽連盟や合唱連盟等の文化関係連盟が主催する大会、日本教育音楽協会などの団体が主催する大会（例 NHK全国音楽コンクール、全国高等学校放送コンテスト等）とします。  
他の大会等、判断に迷われる場合は、ご相談ください。

Q2 緊急事態宣言が発令されている期間に、校外の会場で「引退公演」や「定期演奏会」を予定していたが、会場を変更して校内で実施してもよいか。

- A 「校外から大人数を呼び込むような校内行事（オープンハイスクール、学校説明会、授業参観等）については、原則、自粛とするが、各学校の実情を踏まえ、各学校で実施の可否を判断するもの」として

います。  
発表会等の実施を検討するケースについて、実施目的、時間、動員数、公演内容等、個々の状況は様々であり、一律にお示しすることは困難ですが、例えば、中止にすることにより最終学年の生徒の最後の発表の機会が確保できなくなる場合など、教育的な観点から実施の必要性が認められる場合が該当すると考えています。

実施する場合は校内での実施に限ることとし、保護者等の参加は禁止してください。また、感染防止対策を徹底するとともに、参加人数や公演時間を最小限に抑えるなどの対応も検討してください。

実施に向けた練習を期間内で設定する場合は、「文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む）」参加に伴う練習を行う場合に準じることとし、最小限にとどめるよう留意してください。

判断に迷われる場合は、ご相談ください。

Q3 緊急事態宣言が発令されている期間に「イベントへの出演」を予定していたが、参加してもよいか。

- A 緊急事態宣言が発令されている期間の部活動については「校内（校内に活動拠点が無い場合は、活動拠点到該当する施設含む）のみの活動」としており、「イベントへの出演」の参加については、自粛願います。

Q4 緊急事態宣言が発令されている期間に、「文化祭」を予定していたが、校内で実施してもよいか。

- A 「校外から大人数を呼び込むような校内行事（オープンハイスクール、学校説明会、授業参観等）については、原則、自粛とするが、各学校の実情を踏まえ、各学校で実施の可否を判断するもの」として

います。  
実施する場合は校内での実施に限ることとし、保護者等の参加は禁止してください。また、感染防止対策を徹底するとともに、参加人数や開催時間を最小限に抑えるなどの対応も検討してください。

また、文化祭における文化部活動の発表等については、上記Q2の発表会等に準じるものと考えています。実施に向けた文化部活動の練習を期間内で設定する場合は、「文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む）」参加に伴う練習を行う場合に準じることとし、最小限の活動にとどめるよう留意してください。

判断に迷われる場合は、ご相談ください。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間の延長及びまん延防止等重点措置の公示が行われたことを踏まえ、各学校等及び設置者において、改めて感染症対策の徹底をお願いいたします。



事務連絡  
令和3年5月7日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について

このたび、内閣総理大臣より、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の4都府県を対象区域として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）の期間が5月31日まで延長されるとともに、愛知県及び福岡県を対象区域として5月12日から5月31日までを期間とし新たに緊急事態宣言が行われました。また、既にまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）とされていた埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県及び沖縄県の措置期間が5月31日まで延長されるとともに、5月9日から5月31日までを期間として北海道、岐阜県及び三重県が新たに重点措置区域とされ、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）が改訂されました。

各学校等（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校高等課程をいう。以下同じ。）及び設置者におかれては、改訂された基本的対処方針等に基づくとともに、下記に御留意の上、新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いします。

各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校（専修学校高等課程を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては、その管下の学校に対し、厚生労働省社会・援護局長におかれては所管の専修学校高等課程に対し、周知いただくようお願いします。

## 記

### 1 . 感染症対策の徹底

現在、懸念される変異株の感染者数が増加傾向にあり、各地で変異株の感染者割合が上昇するとともに、急速に従来株から変異株への置き換わりが進みつつある状況にあります。また、感染力の強い変異株の拡大により、屋外飲食のような3密ではない状況でもクラスターが発生している事案なども確認されております。このような感染状況に鑑み、例えば、児童生徒等に発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことを徹底することや屋外においても十分な感染症対策を講じていただくことなど、各学校等及びその設置者におかれては以下の通知等も踏まえ、感染症対策を一層徹底いただきたいこと。

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年1月8日付け初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長連名通知)

[https://www.mext.go.jp/content/20210108-mxt\\_kouhou01-000004520\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210108-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf)

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年4月23日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)

[https://www.mext.go.jp/content/20210423-mxt\\_kouhou02-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210423-mxt_kouhou02-000004520_1.pdf)

- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(令和3年4月28日 Ver. 6)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00029.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)

### 2 . 部活動の「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」の制限等

各学校においては、これまでも地域の感染状況に応じた対策を講じていただいているところですが、一部の部活動で、練習や試合、又はそれに付随する飲食等の行動が原因と思われるクラスターが複数発生しているところです。

こうした不十分な対策による感染拡大の事案が今後も発生すれば、他の地域や学校等の部活動や大会の実施にも影響を与えかねないこととなります。

このことも踏まえ、緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域に属する地域における部活動の実施に当たっては、感染状況に応じて、別紙に示す具体例をもとに、屋内外を問わず、これまで以上に感染症対策を徹底していただきたいこと。

### 3 . 学校教育活動の継続

学校においては、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが重要であること。

また、感染不安などを理由とした地域一斉の臨時休業については、子供の学びの保

障や心身への影響、学齢期の子供がいる医療従事者等の負担等の観点を考慮し、慎重に検討する必要があること。特に、小学校及び中学校については、現時点で家庭内感染が大部分であることも踏まえれば、子供の健やかな学びの保障や心身への影響等の観点からも、地域一斉の臨時休業は避けるべきであること。

#### 4 . 変更後の対処方針

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryoku/kihon\\_r\\_030507.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kihon_r_030507.pdf)

(学校の取扱いに係る記載)

### 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

#### (3) まん延防止

##### 7) 学校等の取扱い

文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する（緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業も活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る）。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛）を要請する。特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

< 本件連絡先 >

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課 03 - 5253 - 4111(内2918)

## 部活動の「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」の制限等について

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域に所在する各学校においては、以下に示す事項について、改めて確認いただくとともに、部活動中における感染リスクの高い活動等の制限のみに限らず、部活動に付随する場面での対策の徹底も図りつつ、学校全体として一層の感染症対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

### < 感染リスクの高い活動等の制限等 >

- 近距離で組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動，大きな発声や激しい呼気を伴う活動などを一時的に制限する。
- 密集を避けるため活動時間などを工夫するとともに、活動中は大きな声での会話や応援等は行わない。
- 用具等については、不必要に使いまわしをしないとともに、こまめに消毒する。
- 学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を一時的に制限する。
- 大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。

### < 部活動に付随する場面での対策の徹底 >

- 部活動終了後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に感染が広がることを防ぐため、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、部活動終了後はすみやかな帰宅を促す。
- 部室、更衣室、ロッカールーム等の共用エリアを使用する場合には、短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。
- 寮や寄宿舎は集団生活を行う場であり、共用施設なども多く、大人数が日常生活を送る場であることから、密になる環境が形成されやすいため、平時から健康管理や感染症対策、感染症発生時の対応について学校医や関係機関と検討し、十分な注意を持って用意しておく。

### < 学校全体としての取組 >

- 活動を認めるに当たって部活動から学校への活動計画書等の提出を求めるなど学校として感染対策を確認する。
- 部活動に参加する者が感染した場合に感染の拡大を防ぐため、連絡体制や対応手順を再確認する。
- 部活動に参加する者自身による日常的な検温や体調管理などの健康観察の励行を強化し、発熱等の症状がある生徒等は活動への参加を控えるよう周知徹底を図る。